

平成 27 年度における独立行政法人評価制度委員会の評価に関する取組について

平成 27 年 5 月 22 日

独立行政法人評価制度委員会決定

独立行政法人については、平成 27 年 4 月 1 日以降、改正された独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 32 条第 1 項（中期目標管理法）、第 35 条の 6 第 1 項（国立研究開発法人）並びに第 35 条の 11 第 1 項及び第 2 項（行政執行法人）に基づき、主務大臣による評価が行われることとなった。

通則法第 12 条により設置された独立行政法人評価制度委員会（以下「委員会」という。）は、同法第 12 条の 2 第 1 項各号の事務を所掌している。委員会は、①主務大臣が中（長）期目標期間の最後の事業年度の直前の事業年度終了後に行う、中（長）期目標期間終了時に見込まれる業務実績評価（以下「見込評価」という。）の結果についての意見、②主務大臣が行う中（長）期目標期間の終了時の検討・措置についての意見、③主務大臣が作成する中（長）期目標（案）についての意見、④主務大臣が行う年度評価、期間実績評価の結果についての意見等を述べることとされている。平成 27 年度は、委員会として初めて、これらの意見等について調査審議を行うこととなる。

独立行政法人制度は、主務大臣が業務運営に関する目標を定め、その目標達成に向けて法人が適正、効果的かつ効率的に公共的な業務を計画的に実施するとともに、法人自ら及び主務大臣が法人の業務の実績について評価を行い、その結果を次期以降の中（長）期目標の作成、事業の改廃を含む事務及び事業の見直し等に活用する仕組みである。主務大臣の下における P D C A サイクルを徹底することは、今般の独立行政法人制度改革の重点の一つである。委員会が上記の各意見を述べる際にも、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定。以下「評価指針」という。）、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定。以下「目標策定指針」という。）等を踏まえることが重要である。

以上を踏まえ、委員会としての審議事項及び検討の視点等の明確化に資するため、平成 27 年度における委員会の評価に関する取組の基本方針を以下のとおりとする。

I 見込評価の結果についての意見【通則法第 12 条の 2 第 1 項第 2 号、第 32 条第 5 項、第 35 条の 6 第 8 項関係】

主務大臣が行う見込評価の結果に関する意見については、以下により、評価指針

等を踏まえ厳正に調査審議を行う。また、その際には、①対象法人に係る政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「政独委」という。）の累次の「勧告の方向性」及び「独立行政法人等の業務実績に関する二次評価結果」を受けた取組状況を勘案するとともに、②「平成 27 年度から目標期間が始まる 12 独立行政法人の新中（長期）目標（案）に対する意見」（平成 27 年 2 月 25 日政独委）（各法人共通意見）の内容等を参考にするものとする。

1 評価指針

(1) 策定の経緯

独立行政法人の目標管理の仕組みにおいては、主務大臣が定める法人の目標の達成度合いを業務の実績評価の尺度とした上で、業務の実績評価の結果を組織・事業の見直しや改廃に活用していくものであることから、どのようにして適正かつ厳正な評価を実施するかが極めて重要である。

今般の独立行政法人制度改革では、法人の政策実施機能の最大化を図る観点から、主務大臣の下における P D C A サイクルを十分に機能させるため、各府省独立行政法人評価委員会がそれぞれ評価基準を定め、それに基づいて評価を行うそれまでの仕組みから、総務大臣が業務の評価に関する政府統一的な指針を定め、それに基づいて主務大臣が自ら評価を行う仕組みに改められた。

(2) 基本的な考え方及び具体的な取組方針

主務大臣が行う見込評価は、当該評価の結果を中（長期）目標期間終了時の法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討並びに新中（長期）目標の策定に活用することを目的としている。見込評価がこれらに活用し得る実効性のある評価となるためには、事業等のまとまりごとの業務の実績に関する定量的、客観的な指標に基づき、その評定に至った根拠、理由等が明確にされるなど、評価指針に基づき適切に実施されることが必要である。

このため、委員会における調査審議に当たっては、以下の点等について確認するものとする。

- ① 目標と実績の比較により、目標の達成及び進捗状況を的確に把握した上で業務運営上の課題を的確に把握した評価がなされているか。
- ② 目標と実績の差異についての要因分析が的確に行われているか。
- ③ 業務実績と成果（アウトプット）・効果（アウトカム）の関連性等を明らかにした上での評価が行われているか。

また、評価に当たっては、評価指針において、「S」、「A」、「B」、「C」又は「D」の 5 段階の評定を付すことにより行うこと、また、定量的な目標に対して 100%以上 120%未満の達成度合いである場合に「B」評定を付し、当該評定を標準とすることとされている。

したがって、委員会における調査審議に当たっては、「B」を標準として評価が適切に付されているか、また、「S」又は「A」評価が付されている場合、その根拠が具体的かつ明確に示されているかについて厳正に確認するものとする。

2 対象法人に係る政独委の「勧告の方向性」及び「独立行政法人等の業務実績に関する二次評価結果」を受けた取組状況

(1) これまでの経緯

従来、独立行政法人の中期目標期間（3～5年）の終了時に主務大臣が行う法人の組織・業務全般の見直しについては、平成15年度以降、政独委において「勧告の方向性」という形で指摘事項が取りまとめられてきた。また、各府省の評価委員会が実施する毎事業年度における業務実績に関する評価の結果に関しては、政独委において、二次的に横断的な評価が行われてきた。政独委によるこれらの取組は、法人個々の目的、業務の特性等を踏まえ、法人の適正かつ効率的な運営や、評価の厳格性・信頼性を確保するために行われてきたものである。

(2) 基本的な考え方及び具体的な取組方針

上記(1)を踏まえ、主務大臣の下における対象法人についてのPDCAサイクルを徹底する観点からは、これら「勧告の方向性」等の主な視点や指摘内容とその指摘を受けて法人及び主務大臣がどのような措置を講じてきたかを確認することが必要である。このため、委員会における調査審議に当たっては、「勧告の方向性」及び「独立行政法人等の業務実績に関する二次評価結果」を受けた当該法人及び主務大臣における取組状況を勘案するものとする。

3 「平成27年度から目標期間が始まる12独立行政法人の新中（長）期目標（案）に対する意見」（平成27年2月25日政独委）（各法人共通意見）

(1) 基本的な考え方

平成27年度から新たな中（長）期目標期間が始まった12独立行政法人の新たな中（長）期目標については、同目標（案）の通知を受けた政独委において調査審議が行われ、本年2月、各法人に共通する基本的な事項として標記意見が取りまとめられ、主務大臣に通知された。

主務大臣による見込評価の結果は、中（長）期目標期間の終了時までに行う対象独立行政法人の業務及び組織の全般にわたる検討に反映・活用され、また、次期中（長）期目標期間に係る目標の策定等に反映されることで、主務大臣の下におけるPDCAサイクルが徹底されることとなる。そのためには、法人の長の下で自律的な法人運営が機能することが前提となる。

(2) 具体的な取組方針

上記(1)を踏まえ、委員会における調査審議に当たっては、標記意見のうち、法人の長の下での自律的な法人運営のPDCAサイクルの強化に資する以下の指摘内容等を参考にするものとする。

- ① 中(長)期目標における一定の事業等のまとまりごとの財務情報のほか、必要に応じて、法人の業務の特性に応じた施設別のセグメント情報、研究分野別セグメント情報は開示されているか。
- ② 法人の内部統制に責任を有する法人の長が内部統制の実態を適切に把握し、内部統制が機能していないと認められる場合は、法人においてその原因等を分析し評価した上で必要な見直しを行っているか。

Ⅱ 中（長）期目標期間の終了時の検討・措置についての意見の主な視点【通則法第12条の2第1項第2号、第35条第3項、第35条の7第4項関係】

1 基本的な考え方

政府は、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、独立行政法人が業務運営等に係る国民への説明責任を果たしつつ、その政策実施機能を最大化することができるようにするための独立行政法人制度改革の基本的な方向性と講ずべき措置等を決定した。同閣議決定は、独立行政法人の組織・業務全般について、網羅的にその見直しの方向が整理された直近のものであり、今後の法人の見直しに当たっての重要な考え方となるものである。

また、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の取組の方針」（平成15年7月1日政独委決定）において、独立行政法人の中期目標期間の終了時の検討・措置に関する政独委としての調査審議の基本的な考え方が整理されている。同方針では、対象法人の特定の事務及び事業を取り出して局所的に改廃措置を検討するのではなく、当該法人の事務及び事業の全体についてその改廃の必要性に関する大局を押さえた検討を行い、その結果必要と認められる改廃の方向性が見いだされた場合には、当該方向性に応じた法人の具体的な改廃措置の検討を集中的・重点的に行うこととされており、委員会においても、その考え方を再確認することとする。

さらに、政独委はこれまで「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成15年8月1日閣議決定）において示された見直しに係る視点や具体的措置内容を踏まえ「勧告の方向性」を取りまとめてきたところであり、これら累次の指摘事項等は、新たな独立行政法人制度の下においても引き続き重要な参考となる。

2 具体的な取組方針

上記1を踏まえ、委員会における調査審議に当たっては、それらで示された以下のような視点により検討を行うものとする。

なお、委員会が述べた意見に実効力を持たせるため、委員会は、主要な事務及び事業の改廃に関して主務大臣への勧告（通則法第35条第4項及び第35条の7第5項）と、これに続く措置として内閣総理大臣への意見具申（同法第35条の2）ができることとなっている。委員会としては、主務大臣による意見の反映状況を注視し、必要に応じ、これらの権限を適切に行使するものとする。

(1) 独立行政法人の業務全般にわたる見直しの主な視点

ア 事務及び事業の在り方に関する視点

(ア) 国が関与する事務及び事業としての必要性、妥当性

i) 政策目的の達成状況

ii) 社会経済情勢の変化の状況

iii) 国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地との関係

iv) 利用者、顧客、受益者等のニーズ、実態上の範囲の状況

(イ) 事務及び事業を制度的独占により行う必要性

イ 事務及び事業を現在担っている実施主体の適切性に関する視点

(ア) 現行の実施主体の設立目的、ほかの事務及び事業との関係

(イ) 現行の実施主体の財務状況

(ウ) 関連する事務及び事業の実施主体との分担関係

(エ) 現行の実施主体の組織形態、人事との関係

ウ 事務及び事業の実施方法・手段の適切性に関する視点

(ア) 実施方法等の効率性、代替可能性

(イ) 関連する事務及び事業の実施方法等との分担関係

(ウ) 現行の実施方法等と人事との関係

エ 事務及び事業の効率性、有効性に関する視点

(ア) 効率化、質の向上等の達成状況

(イ) 効率化、質の向上等に係る指標の動向

(ウ) 勘定区分の機能状況

(エ) 受益者負担の在り方

オ 事務及び事業の見直しの経緯の検証に関する視点

(2) 事務及び事業の改廃に係る主な具体的措置

ア 事務及び事業の廃止

イ 民間又は地方公共団体への移管

ウ 事務及び事業の一部又は全部の統合

- エ 事務及び事業に係る補助金等依存度の更なる縮減等
- オ 事務及び事業の他の独立行政法人への移管等
- カ 事務及び事業の一部又は全部の民間委託、民間委託の範囲の拡大
- キ 事務及び事業の特化・重点化又は整理縮小
- ク 事務及び事業の運営の合理化・適正化・効率化
- ケ 市場化テストその他事務及び事業についての改善措置の試行的実施
- コ 保有資産の見直し

(3) その他独立行政法人の組織の見直しに係る主な具体的措置

ア 業務の大部分又は主たる業務が廃止され、又は民間その他の運営主体に移管された法人について、当該法人を廃止した場合にどのような問題が生じるのかを具体的かつ明確に説明できない場合には、当該法人を廃止する。

法人を廃止しない場合であっても、業務の大部分又は主たる業務の廃止又は他の運営主体への移管に伴い、当該法人の組織を大幅にスリム化する。

イ 不祥事案件など、著しい信用失墜事件が発生した法人については、事実関係の把握結果と発生要因の分析、再発防止策等の取組状況を踏まえ、再発防止を徹底する観点から、内部統制システムの強化による責任ある体制の確立など、必要な組織体制の見直しを行う。

Ⅲ 中（長）期目標（案）についての意見【通則法第 12 条の 2 第 1 項第 2 号、第 29 条第 3 項、第 35 条の 4 第 3 項関係】

中（長）期目標（案）に関する意見については、主務大臣の下における P D C A サイクルを十分に機能させるという今般の独立行政法人制度改革の趣旨を踏まえ、以下により、目標策定指針等に基づき厳正に調査審議を行う。また、その際には、①見込評価の結果及び中（長）目標期間の終了時の検討・措置に対する委員会の意見、②「平成 27 年度から目標期間が始まる 12 独立行政法人の新中（長）期目標（案）に対する意見」（平成 27 年 2 月 25 日政独委）（各法人共通意見）の内容等を踏まえて検討を行うものとする。

1 目標策定指針等

(1) 策定の経緯等

独立行政法人の目標管理の仕組みにおいては、主務大臣が定める法人の目標の達成度合いが業務の実績評価の尺度となり、その評価結果を組織・事業の見直しや改廃に活用するものであることを踏まえ、法人の業務の進捗状況等が明確に把握できるような目標を定めることが必要である。

このため、今般の独立行政法人制度改革により、上述した評価指針に加えて、新たに主務大臣が中（長）期目標を定める際、全ての法人の中（長）期目標について具体性や的確性、明確性を確保することを目的として、総務大臣が政府共通的な基準である目標策定指針を策定することとされた。

(2) 具体的な取組方針

委員会における調査審議に当たっては、中（長）期目標（案）が、目標策定指針等に基づき、以下の点などについて、法人の業務等に係る国民への説明責任を果たしつつ法人の政策実施機能を最大化する観点から適切なものとなっているか、また、法人の業務実績評価が適正に行われる上で十分具体的な内容となっているかを確認するものとする。

- ① 何についてどのような水準を実現するのか。
- ② アウトプットに着目した目標を必ず定めるとともに、できる限りアウトカムに着目した目標を定めているか。
- ③ できる限り定量的な目標となっているか。
- ④ 統合することとされた法人については、統合に伴う効果の中（長）期目標（案）にどのように反映されているか。

2 対象法人に係る見込評価結果及び中（長）期目標期間の終了時の検討・措置に対する委員会の意見

(1) 基本的な考え方

主務大臣は、見込評価の結果を、中（長）期目標期間の終了時までに行う対象独立行政法人の業務及び組織の全般にわたる検討に反映・活用するとともに、それらの内容を当該法人の次期中（長）期目標期間に係る目標の策定等に反映させることで、主務大臣の下におけるPDCAを徹底することとなる。

(2) 具体的な取組方針

上記(1)を踏まえ、主務大臣によるこれらの評価の結果が、次期中（長）期目標に集約されることとなることから、主務大臣によるそれらの検討・措置に対する委員会の意見の内容が、当該法人の中（長）期目標（案）に的確に反映されているか、厳正に確認を行うものとする。

3 「平成 27 年度から目標期間が始まる 12 独立行政法人の新中（長）期目標（案）に対する意見」（平成 27 年 2 月 25 日政独委）（各法人共通意見）

(1) 基本的な考え方

平成 27 年度から新たな中（長）期目標期間が始まった 12 独立行政法人の新たな中（長）期目標については、同目標（案）の通知を受けた政独委において、改正された通則法の下、目標（案）の内容が目標策定指針等に沿った適切なものとなっているか確認を行い、本年 2 月、各法人に共通する基本的な事項とし

て、標記意見が取りまとめられ、各主務大臣に通知された。

標記意見の内容は、基本的に目標策定指針を踏まえたものであるが、加えて「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」の改訂を踏まえ、以下の内容を各法人に共通する事項として意見を取りまとめ、各主務大臣に通知しているところである。

(2) 具体的な取組方針

上記(1)を踏まえ、委員会における調査審議に当たっては、以下の内容を踏まえるものとする。

- ① 運営費交付金の収益化基準として業務達成基準の原則化に伴い、収益化単位ごとの予算と実績を管理する体制を構築することを目標として明記すべき。
- ② 目標策定指針における一定の事業等のまとまりごとの財務情報のほか、必要に応じて、法人や業務の特性に応じた施設別セグメント情報、研究分野別セグメント情報を開示することについて、目標として明記する必要がある。

IV 年度評価及び期間実績評価についての意見【通則法第12条の2第1項第2号、第6号、年度評価（第32条第1項第1号、第35条の6第1項第1号、第35条の11第1項）、期間実績評価（第32条第1項第3号、第35条の6第1項第3号）】（注）

1 基本的な考え方

通則法では、主務大臣は、独立行政法人の業務の実績等に関し、年度評価（中期目標管理法人、国立研究開発法人及び行政執行法人）、期間実績評価（中期目標管理法人及び国立研究開発法人）を、それぞれ行うこととされている。

これらの評価について、委員会は、通則法第12条の2第1項第6号により、公表された評価結果又は評価指針に基づき各府省から提出される評価書に関し、これらの評価の実施が著しく適正を欠くと認める場合は、主務大臣に対し意見を述べることとされている。

2 具体的な取組方針

上記1を踏まえ、これらの主務大臣が行う独立行政法人の業務の実績等に関する評価については、目標策定指針及び評価指針に照らして、以下のような実施方法や評価結果等となっていないか、確認するものとする。

- ① 目標策定指針において評価単位とされている中（長）目標の項目のうち、評価されていない項目がある。
- ② 評価対象とすべき業務実績、事実関係に基づき適切に評価されていないなどその過程に問題がある。

- ③ 評価指針に基づき「B」評定を標準とすることとされているところ、評定の理由・根拠等についての説明が不明確・不十分のまま「S」又は「A」評定が付されている。

(注) このほか、国立研究開発法人の「中長期目標期間中間評価」(通則法第 35 条の 6 第 2 項。中長期目標期間が 6 年又は 7 年の場合、法人の長の任期(3 年又は 4 年)の終了後、主務大臣がより適切と認める者を法人の長に任命する等のため、当該法人の長が在職していた期間の業務実績について主務大臣が行う評価)及び行政執行法人の「効率化評価」(通則法 35 条の 11 第 2 項。3 年以上 5 年以下の期間で主務省令で定める期間の終了後、当該期間における業務運営の効率化に関する実施状況について主務大臣が行う評価)があるが、平成 27 年度は対象法人がない。

別紙 独立行政法人の事務・事業の見直しに係る既往の閣議決定等について

資料 1 独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の取組の方針
(平成 15 年 7 月 1 日政策評価・独立行政法人評価委員会決定)

資料 2 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織業務全般の見直しについて
(平成 15 年 8 月 1 日閣議決定)

資料 3 平成 18 年度における独立行政法人の組織・業務全般の見直し方針
(平成 18 年 7 月 18 日政策評価・独立行政法人評価委員会決定)

資料 4 独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)

平成 28 年度における独立行政法人評価制度委員会の取組課題について

- 本日の独立行政法人評価制度委員会では、新たに策定する 36 法人（今年度で目標期間の終了する法人）の目標案を審議。これは、昨年 11 月の委員会で述べた組織業務見直し意見の「出口」であり、改正通則法施行後初めて、独法評価の 1 年間の業務サイクルを回したことになる。



- 独法制度改革の着実な実施を図り、PDCAサイクルの定着を図っていく観点からは、以下のような課題に取り組むことが重要ではないか。

①主務大臣の責任徹底と、委員会との双方向の議論の充実

- 各省においては、新制度の下、PDCAサイクルにおける主務大臣の責任が強化されたことを踏まえ、法人の類型や事業の特性、現場の実態をよく把握した上で、目標において、法人の果たすべき役割を、国の政策の位置づけに沿って国民にとって分かりやすく記載し、評価を行うことを徹底。
- 委員会としても、政府で唯一の第三者機関として、政策全体の体系に留意しつつ、各省と双方向で意見交換を行いながら、横断的視点で組織業務見直しや目標のチェックを実証的に行うことを重視。

②法人が国民から信頼を得ることのできる業務運営

- 法人の情報セキュリティ対策、調達の問題、会計検査院の決算検査報告（不適切な経理処理）をかんがみると、上記課題の趣旨が全うされる前提として、法人の業務運営に対し国民の疑念を招くことのないよう、法人における内部統制の取組が益々重要。
委員会としても、法人トップのリーダーシップの下でPDCAサイクルを自律的に機能させる観点から、内部統制に関する取組の実態把握の上、これがワークする方策を検討・実施。

③甘い評価ではなく、頑張る法人を後押しするような「温かい」評価

- 法人が真に成果を挙げるためには、現場で働く職員の士気・意欲を高め、法人の能動的・自発的な業務改善や、成果の最大化に向けたインセンティブを考慮する必要。このため、
 - ① 法人における組織運営・業務遂行上の創意工夫や業務改善の好事例について横展開を図るため、委員会において、各省・法人の取組を把握し、各省との間で共有。
 - ② 特定研究開発法人に係る法案も提出される中、研究開発やその他の業務で先駆的・意欲的な取組を行っている法人については、適切に評価。



- これらの課題については、委員会としても、「28 年度の委員会業務運営方針」に反映の上、重点的に取り組んでいくこととしてはどうか。

特定国立研究開発法人による研究開発等の 促進に関する特別措置法案の概要

参考 3

我が国のイノベーションシステムを改革することで、経済社会情勢の変化に対応して、産業の国際競争力を強化するとともに、世界最高水準の研究開発成果を創出するため、新たに特定国立研究開発法人制度を創設する。

法律案の概要

(1) 総合科学技術・イノベーション会議による関与の強化

- 内閣総理大臣は、総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴いて、特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するための基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。（第3条）
- 主務大臣は、基本方針に基づき中長期目標を策定・変更するとともに、中長期目標の策定・変更、中長期目標期間終了時の見直し等に際しては、総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴かなければならない。（第5条）

(2) 独法通則法の特例等による国際競争力の強化

- 世界最高水準の高度の専門的な知識及び経験を特に必要とする業務に従事するものについて、報酬・給与の支給基準の考慮事項として、国際的に卓越した能力を有する人材を確保する必要性の観点を加える。（第6条）
- 主務大臣は、科学技術に関する内外の情勢に著しい変化が生じた場合において、対応を迅速に行うことが必要であると認めるときは、法人に対して、必要な措置をとることを求めることができる。（第7条）
- 主務大臣は、世界最高水準の研究開発成果の創出が見込まれない場合であって、その法人の長に引き続き当該業務を行わせることが適切ではないと認めるときは、その法人の長を解任することができる。（第4条）

(3) 研究開発等の特性への配慮

- 政府は、通則法及び個別法の運用に当たっては、特定国立研究開発法人による研究開発等の特性^(注)に常に配慮しなければならない。（第8条）
- (注)「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月閣議決定)において、研究開発業務の特性として「長期性」「不確実性」「予見不可能性」「専門性」が挙げられている。

対象法人

物質・材料研究機構、理化学研究所、産業技術総合研究所（第2条で定める別表）

その他

- 施行期日：平成28年10月1日（附則第1条）
- 法施行後、適当な時期に対象法人の範囲も含め制度の在り方を検討（附則第5条）

評価ユニットへの委員の所属について(平成28年度)

平成28年3月31日評価部会長決定

ユニット	担当委員	担当府省 (所管法人数)※1	平成28年度対象法人(中期目標期間終了の見直し法人)		
			法人数	法人名 ※2	主務省
1	岡本委員 土井委員 関委員	外務省(2) 法務省 農林水産省(9) 経済産業省(10) 国土交通省(15) 環境省(2) 防衛省(1) 消費者庁(1) 計40法人	2	国際協力機構 (中)	外務省
				国際交流基金 (中)	
			2	自動車事故対策機構 (中)	国土交通省
				住宅金融支援機構 (中)	
2	原田委員 栗原委員 高橋委員	内閣府(3) 総務省(3) 財務省(3) 文部科学省(22) ※3 厚生労働省(17) 計48法人	1	郵便貯金・簡易生命保険管理機構(中)	総務省
			1	科学技術振興機構(研)	文部科学省
			1	労働政策研究・研修機構(中)	厚生労働省
			合計 7法人(うち研究1法人)		

※1 年度評価等を担当する。

※2 (中):中期目標管理法人、(研):国立研究開発法人

※3 このほか、日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)がある。

独立行政法人一覧(平成28年4月1日現在)

内閣府所管³

- 国立公文書館
- 北方領土問題対策協会
- ☆ 日本医療研究開発機構

消費者庁所管¹

- 国民生活センター

総務省所管³

- ☆ 情報通信研究機構
- 統計センター
- 郵便貯金・簡易生命保険管理機構

外務省所管²

- 国際協力機構
- 国際交流基金

財務省所管³

- 酒類総合研究所
- 造幣局
- 国立印刷局

文部科学省所管²²

- 国立特別支援教育総合研究所
- 大学入試センター
- 国立青少年教育振興機構
- 国立女性教育会館
- 国立科学博物館
- ☆ 物質・材料研究機構
- ☆ 防災科学技術研究所
- ☆ 量子科学技術研究開発機構
- 国立美術館
- 国立文化財機構
- 教員研修センター
- ☆ 科学技術振興機構
- 日本学術振興会
- ☆ 理化学研究所
- ☆ 宇宙航空研究開発機構
- 日本スポーツ振興センター
- 日本芸術文化振興会
- 日本学生支援機構
- ☆ 海洋研究開発機構
- 国立高等専門学校機構
- 大学改革支援・学位授与機構
- ☆ 日本原子力研究開発機構

厚生労働省所管¹⁷

- 勤労者退職金共済機構
- 高齢・障害・求職者雇用支援機構
- 福祉医療機構
- 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
- 労働政策研究・研修機構
- 労働者健康安全機構
- 国立病院機構
- 医薬品医療機器総合機構
- ☆ 医薬基盤・健康・栄養研究所

地域医療機能推進機構

年金積立金管理運用独立行政法人

- ☆ 国立がん研究センター
- ☆ 国立循環器病研究センター
- ☆ 国立精神・神経医療研究センター
- ☆ 国立国際医療研究センター
- ☆ 国立成育医療研究センター
- ☆ 国立長寿医療研究センター

農林水産省所管⁹

- 農林水産消費安全技術センター
- 家畜改良センター
- ☆ 農業・食品産業技術総合研究機構
- ☆ 国際農林水産業研究センター
- ☆ 森林総合研究所
- ☆ 水産研究・教育機構
- 農畜産業振興機構
- 農業者年金基金
- 農林漁業信用基金

経済産業省所管¹⁰

- 経済産業研究所
- 工業所有権情報・研修館
- 日本貿易保険
- ☆ 産業技術総合研究所
- 製品評価技術基盤機構
- ☆ 新エネルギー・産業技術総合開発機構
- 日本貿易振興機構
- 情報処理推進機構
- 石油天然ガス・金属鉱物資源機構
- 中小企業基盤整備機構

国土交通省所管¹⁵

- ☆ 土木研究所
- ☆ 建築研究所
- ☆ 海上・港湾・航空技術研究所
- 海技教育機構
- 航空大学校
- 自動車技術総合機構
- 鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- 国際観光振興機構
- 水資源機構
- 自動車事故対策機構
- 空港周辺整備機構
- 都市再生機構
- 奄美群島振興開発基金
- 日本高速道路保有・債務返済機構
- 住宅金融支援機構

環境省所管²

- ☆ 国立環境研究所
- 環境再生保全機構

防衛省所管¹

- 駐留軍等労働者労務管理機構

(注1) ○印の法人は、行政執行法人(役職員が国家公務員の身分を有するもの(7法人))

(注2) ☆印の法人は、国立研究開発法人(27法人)

(注3) 無印の法人は、中期目標管理法人(54法人)

(注4) 法人の名称の冒頭の「独立行政法人」「国立研究開発法人」は省略

合 計 88法人